

令和4年度

定期監査結果報告書

特別区人事・厚生事務組合 監査委員

04特監監第118号
令和4年12月6日

特別区人事・厚生事務組合 管理者
特別区人事・厚生事務組合議会 議長
特別区人事委員会
特別区人事・厚生事務組合教育委員会

} 様

特別区人事・厚生事務組合

監査委員 川崎 亨

監査委員 坂本 健

令和4年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果に関する報告について（報告）

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき実施した定期監査及び財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

定期監査

第1 監査の対象部局及び実施期間

対 象 部 局	実 施 期 間	監 査 委 員 ヒアリング
特 別 区 職 員 研 修 所	6月 1日～6月 6日	6月 6日
総 務 部	6月 7日～6月15日	6月15日
特 別 区 人 事 委 員 会 事 務 局	6月16日～6月21日	6月20日
厚 生 部	6月22日～6月29日	6月29日
人 事 企 画 部	6月30日～7月 4日	7月 1日
教 育 委 員 会 事 務 局	6月30日～7月 4日	7月 1日
法 務 部	7月 5日～7月 6日	7月 6日
会 計 室	7月 7日～7月 8日	7月 8日
監 査 委 員 事 務 局	7月11日	—

第2 監査の種類及び着眼点等

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定並びに特別区人事・厚生事務組合監査基準に基づく財務の定期監査として実施した。なお、地方自治法第199条第2項の行政監査の趣旨も踏まえて実施した。

(2) 監査の対象

令和3年度から令和4年度の監査実施日までの事務の執行

(3) 着眼点

財務に関する事務の執行等が、法令に適合し、正確で、かつ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるかを主眼に実施した。

令和4年度は、「契約の履行に関する検査が適切に行われているか」を重点項目として監査した。

第3 監査の実施内容

監査委員は、各部長等の出席を求め、事務事業の詳細、現況の問題点・課題等への取組について、説明を聴取するとともに、監査重点事項を踏まえて、質疑応答を行って監査した。

事務局は、あらかじめ対象部局から提出された事務事業の執行管理に関する監査資料、関係書類、諸帳簿等を照合するなどの書面審査を行った。

第4 監査の結果

特に指摘すべき事項は認められなかった。

第5 意見・要望

監査の結果は前述のとおりであるが、監査の結果に添えて次のとおり意見・要望を述べる。なお、軽易な事務上の誤りについてはその都度関係職員に指導した。

(1) 検査の実施について

契約事務における検査は契約内容が確実に履行されたかを確認する重要な手続である。契約事務規則において、「検査を完了した場合においては、検査員は、直ちに検査証を作成しなければならない」と規定され、会計事務規則では、需用費等の支出命令書には検査証又はこれに代わる書類を添付することとされている。今回の定期監査では検査を重点項目として実施したところ次のような事例があった。

令和3年11月15日に人事委員会事務局へ印刷用消耗品(240,900円)の納品があったが、検査証は2か月後の令和4年1月17日に作成されていた。また、教育委員会事務局では人事企画部が用いる加除式図書の追録を教育委員会予算で購入するという誤った手続を進め、納品時の検査においてもこの誤りに気付かず支払をしていた。この結果、遑って契約変更をした上で戻入するという異例の手続を取っている。

このような誤りがないよう、検査の適切な実施に努めるべきである。

(2) 委託事業の事業拠点について

厚生部では特定被保護者入所調整事務円滑化事業を特別区社会福祉事業団への委託により実施している。この事業は更生施設への入所を希望する病院等に入院中の者(特定被保護者)を調査員が訪問し、医療状況や生活自立度等を調査するものである。同事業団は効率的な事業実施のためとして、自らが指定管理者となっている更生施設の千駄ヶ谷荘内に事業拠点を置くこととし、組合もこれを認めている。また、厚生関係施設において実施される包括的施設支援事業についても、事業受託者である同事業団が浜川荘B棟内に事業拠点を置くことを認めている。しかし、これらの施設使用の承認は口頭により行われており、書面による取決めはされていない。

組合施設を事業拠点として使用することを認めるに当たっては、使用条件を明確にした上で、使用許可書あるいは契約書において事業実施場所の指定をすべきである。

(3) 厚生関係施設への職員配置について

令和3年度に指定管理者により運営されている更生施設4施設、宿所提供施設4施設、宿泊所1施設、合計9施設において配置すべき職員数が不足する期間があった。その期間に応じて指定管理料の一部が返還されたが、3か月分以上の返還となった施設が5施設、中には1年間分を返還した更生施設もあり、返還総額は14,346,000円にも及んでいる。職員配置は利用者の処遇に直接結びつくものであり、処遇向上のために令和元年度からは職員加配を行っているところでもある。そうした中で、長期間にわたり配置職員数が不足する事態を招いたことは問題である。

急に生じた欠員を直ちに補うことが難しいという事情もあるかと思われるが、確実な職員配置で安定した施設運営ができるよう指定管理者に対し最善の対応を求めるべ

きである。

(4) 事案決定区分について

組合では事案決定規程を定め「事務執行における権限と責任を明確にし、事案の決定の適正化を図る」(第1条)とし、決定対象事案と決定権者について具体的に規定している。事案決定区分の誤りについてはこれまでも注意喚起してきたところだが、令和3年度においても次のように誤った決定がなされていた。

総務部総務課では地方公共団体情報システム機構への負担金(45,000円)の支出について、部長決定であるべきところを課長決定としていた。また、後納郵便料金(3,300,000円)の支出及び郵便料金計器等の負担金(551,840円)の支出について常勤副管理者決定であるべきところを部長決定としていた。人事企画部では東京労働大学の受講料(522,000円)の支出について、常勤副管理者決定であるべきところを課長決定としていた。厚生部厚生管理課では、利用者負担金の徴収について、部長決定であるべきところを課長決定としていた。

事案決定規程にのっとり適正な処理を徹底すべきである。なお、負担金の支出についてはその内容にかかわらず課長に決定権限はなく、20万円未満が部長決定、20万円以上が常勤副管理者決定とされている。この基準について23区の事案決定区分などと比較してみると、見直しの余地があるものと思われる。

(5) 旅費の支給事務について

令和2年度の定期監査報告において、旅費の支給事務の誤りをなくするために旅費事務マニュアルの作成をすべきとの意見を述べ、総務部から「統一的な旅費事務マニュアルの整備に向けて検討に着手する」との回答を得ている。しかしながら、このマニュアルは未だ作成されておらず、令和3年度においても次のような誤りが監査の過程で明らかになった。

近接地外の旅行に関する日当が支給されていない事例4件(法務部)、旅行命令簿に記載された金額と実際の支払額が相違している事例1件(厚生部厚生管理課)。

他団体から多くの職員派遣を受け職員の流動性が高いことも考慮し、旅費事務マニュアルを作成するなどして旅費事務が適切に処理されるように努められたい。

(6) DX推進による業務改善について

特別区職員研修所では令和3年度に新任研修の感想提出をオンライン方式に変更することによって効率化を図り198,800円の経費を節減している。また、一部の研修をeラーニング方式に変更することによって受講の利便性を高めている。人事委員会事務局では令和4年度から特別区職員採用試験の案内書配布を電子版での提供へ切り替えることによりペーパーレス化を進めて1,190,000円を節減している。併せてスマートフォンからの申込方法を全試験・選考に拡大するなどオンラインによる利便性も高めている。教育委員会事務局においても幼稚園教員の採用候補者選考申込みをスマートフォンから行えるよう改善を図っている。このほかにも各部署では新型コロナウイルス感染症対策を契機として、外部との打合せをメールで済ませることやオンライン説

明会の開催など、デジタル技術の活用によって利便性の向上や業務の効率化が図られている。

国は「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定し、デジタル技術の活用によって住民サービスの利便性を向上させ、業務の効率化を図ることを自治体に求めている。組合が令和4年4月に策定した「特別区人事・厚生事務組合情報化推進計画」においてもこの視点が盛り込まれているが、計画の具体的な内容としてはシステムの調達・運用に関することが中心となっている。

前述した各部における取組を組織全体で共有し、計画的にDX推進による業務改善が図られることを期待したい。

（7）厚生関係施設の案内について

更生施設によっては、入所申込みがされた後に本人から取り消される場合も多い。組合では全体の統計を取っていないが、例えば千駄ヶ谷荘では令和3年度に申込みがあった79件のうち24件が取り消されている。入所申込みを受けた後に希望者と福祉事務所の担当者が事前に施設を見学することになっているが、その後に申込みが取り消される例も少なくないようである。実際に施設を見て入所の最終判断をすることは大切だが、中には施設見学の段階で更生施設における処遇といった基本的なことを初めて知って、申込みを取り消す場合もあるとのことである。また、宿所提供施設や宿泊所によっては、入所者が入所の段階でその施設の充実ぶりを知り、驚くこともあるという。

これらの要因の一つとしては、福祉事務所や対象者に対して施設に関する情報提供が十分にされていないことがあると思われる。施設によっては独自に作成した施設の案内パンフレットを福祉事務所に送付したり、説明会を開催したりするなどの取組に努めているところもあるが、これらは組合の本来的役割である。現状では統一的なパンフレットといったものも作成されていないが、施設への理解を深めてもらい、利用促進を図る効果的な情報提供に努めるべきと考える。